

奈良県環境影響評価条例の一部改正について（概要）

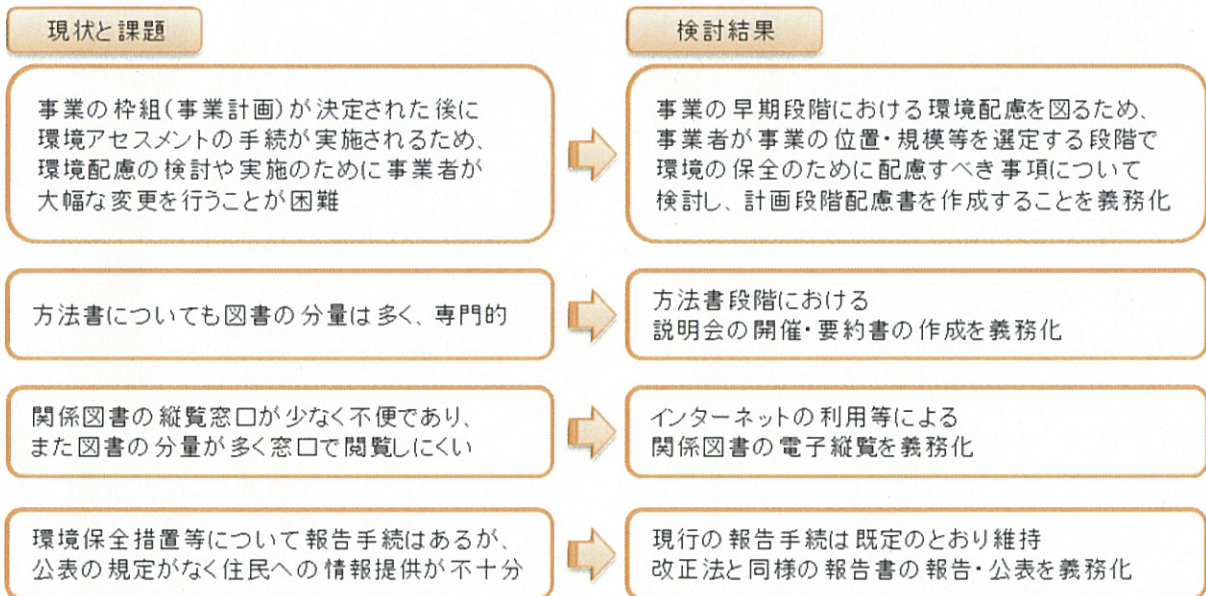
I. 経緯

平成23年4月に改正環境影響評価法が公布され、平成25年4月より完全施行された。改正法においては、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設、環境保全措置等の報告・公表の手続等の具体化、方法書段階における説明会開催の義務化、電子縦覧の義務化などが盛り込まれた。

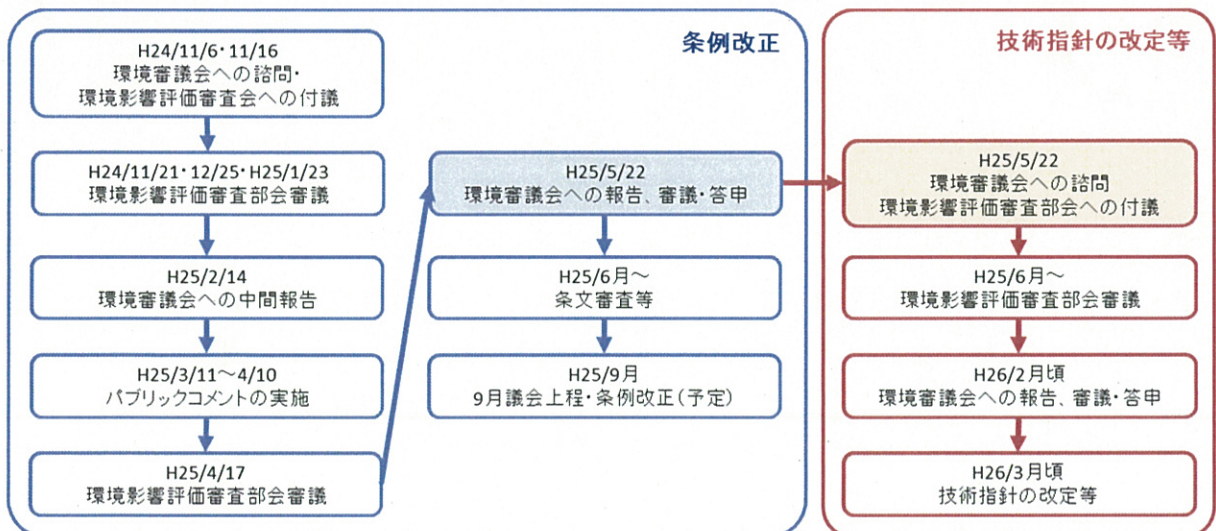
これを受け、奈良県環境影響評価条例についても改正等の検討を行うため、環境審議会に諮問・環境影響評価審査部会に付議いただいたところである。

平成25年2月14日の環境審議会で中間報告を行った後、パブリックコメントを実施したが、意見・情報等の提出はなかった。この結果を受け、部会における審議結果を「奈良県における環境影響評価制度のあり方」として報告する。

II. 検討結果の概要



III. スケジュール

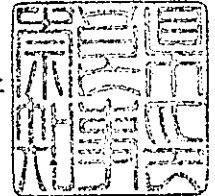




環 政 第 3 9 6 号  
平成24年11月 6日

奈良県環境審議会  
会長 花田 眞理子 殿

奈良県知事 荒井 正 吾



奈良県環境影響評価条例の一部改正について（諮問）

奈良県環境影響評価条例の一部改正について、貴審議会の意見を求めます。

（諮問理由）

平成23年4月に改正環境影響評価法が公布され、平成24年4月よりその一部が施行されており、平成25年4月には完全施行される。

改正環境影響評価法においては、方法書段階における説明会開催の義務化、事業の早期段階における環境配慮を図るための計画段階配慮書の手続の新設及び環境保全措置等の報告・公表の手続等の具体化などが盛り込まれた。

一方、条例対象事業についても、生物多様性の保全のため、計画段階での意見聴取を求める要望が寄せられるなど、これら法改正等に伴う奈良県環境影響評価条例の改正の検討を行うにあたり、貴審議会に意見を求めるものである。